



あなたの、いちばんであるために。

山梨信用金庫

News Release

令和7年12月15日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた

取組みに関するお知らせ

山梨信用金庫（理事長 山土井 浩一）は、政府・産業界・金融界が連携して取組んでいる令和8年度末（令和9年3月31日）までの「手形・小切手機能の全面的な電子化」対応の一環として、下記のとおり手形・小切手の取扱いを変更いたしますのでお知らせします。

お客さまにおかれましては、「電子記録債権（でんさいサービス）」の利用および「法人インターネットバンキング」による振込といった電子的決済手段への移行をご検討くださいますようお願いいたします。

記

取組み事項	留意事項	実施日
当座預金の新規口座開設の終了	既存口座は引き続きご利用いただけます。	（実施済） 令和6年8月1日（木）
令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付終了	支払提示期間中にご提示ください。	（実施済） 令和7年5月1日（木）
払戻請求書による当座預金払戻しの取扱開始	払戻請求書は、店頭にご用意しております。	（実施済） 令和7年5月1日（木）
手形・小切手帳の発行終了	発行終了日時点でお持ちの手形・小切手は、引き続きご利用いただけます。	（発行終了日） 令和8年3月31日（火）
他行および当金庫を支払地とする手形・小切手の入金および代金取立の受付終了	他行を支払地とする手形等の入金・代金取立の受付を終了します。	（入金終了日） 令和8年9月30日（水）
	当金庫を支払地とする手形等の入金・代金取立の受付を終了します。	（入金終了日） 令和9年3月31日（水）
手形・小切手の最終振出期限の設定	最終振出日を超えて振出された手形・小切手は決済できません。	（最終振出期限） 令和8年9月30日（水）
（紙の）手形割引の取扱終了	令和8年9月30日以前に振出され、かつ令和9年3月31日までを期日とする手形は割引可能です。	（取扱終了日） 令和9年3月31日（水）



【本件に関するお問い合わせ先】

山梨信用金庫 事務部 事務集中課

TEL 055-225-0212